

第1回～第3回（仮称）行田市障がい者差別解消条例検討委員会での確認事項

資料1

※委員の皆様からいただいたご意見をもとに作成した事務局の案となります。これが決定事項ではなく、参考として委員の皆様からのご意見をお願いいたします。

なお、第3回からの変更箇所につきましては、下線を付しております。

u003c/divu003e

	指摘・確認事項	条例（素案）の関連条項	検討委員会での確認事項（案） （検討のポイント）
1	<p>【検討委員会委員】 他の法律・条例・規則・各種計画などとのすり合わせも必要。</p>	全体	<p>【事務局】（案） 素案の作成に当たり、参照し、整合が取れるようにした。</p>
2	<p>【検討委員会委員】 「（仮称）行田市障がい者差別解消条例」となっているが、令和2年9月議会への請願提出時に障がい者ネットワークが作成した条例（案）では、タイトルに「推進」という文字が入っている。入れてみてはどうか。</p>	題名	<p>【事務局】（案） ご指摘を踏まえ修正。 ※[資料5：条例の名称案について]により、改めて検討委員会で意見を伺う予定。</p>
3	<p>【アンケート】 障がい当事者等、差別を経験した人の割合が高い。</p>	<p>前文 第1条（目的） 第3条（基本理念）</p>	<p>【事務局】（案） 障がいのある・なしに関わらず、共生できる社会を目指す旨を規定した。</p>
4	<p>【発達障がい支援者】 親の為のレスパイト（育児をしていく中での自己肯定感の低下防止。）に努めてほしい。</p>	第4条（市の責務）	<p>【事務局】（案） レスパイトケアのための補助を引き続き実施する。 （行田市在宅超重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金）</p>

1 / 14 ページ

指摘・確認事項	条例（素案）の関連条項	検討委員会での確認事項（案） （検討のポイント）
<p>5</p> <p>【聴覚障がい者】 タクシーを利用する際、そもそもどのように頼むのかわからない。障がい者手帳を提示するとどうなるとか。情報を詳しく教えてほしい。</p>	<p>第4条（市の責務）</p>	<p>【事務局】（案） 聴覚障がいのある方を含めた障がいのある方への支援策の周知方法について、引き続き検討する。</p>
<p>6</p> <p>【聴覚障がい者】 「市報ぎょうだ」の催し情報について、電話番号だけでなくFAX番号も出してもらいたい。電話通訳を利用せずに直接聴覚障がい者が申込できるようにしてもらいたい。聴覚障がい者の中には自宅にFAX専用しかない人もいるので、電話では申込できない。</p>	<p>第4条（市の責務）</p>	<p>【事務局】（案） 掲載方法につきましては、既に条例を制定している全国市町村の広報紙を研究してまいる。</p>
<p>7</p> <p>【検討委員会委員】 障がい者ネットワークが作成した条例（案）では、大分県と東京都日野市の条例を参考とし、事業者の責務として（1）から（12）まで、項目として入っている。</p> <p>【障がい者ネットワーク条例（案）】 ①教育・療育、②保育、③福祉サービスの提供、④医療及び保健サービスの提供、⑤雇用及び就労・労働、⑥不特定多数の者が利用する施設（公共施設）の提供、⑦公共交通サービス、⑧情報の提供又は受領、⑨商品の販売又はサービスの提供、⑩不動産取引、⑪災害・防災、⑫文化、芸術及びスポーツ、⑬その他</p>	<p>第4条（市の責務） 第5条（事業者の責務） 第8条（不当な差別的取扱いの禁止） 第9条（合理的配慮の提供） 第10条（環境の整備） 第15条（情報の収集、整理及び提供） 第17条（教育） 第18条（意思疎通）</p>	<p>【事務局】（案） アンケート結果・検討委員会・ヒアリング等を踏まえ、左記の各条に規定した。 なお、個別の事業分野ごとの具体的な記載については、差別や合理的配慮の事例の蓄積が必ずしも十分と言えない現段階で、条文上網羅的に具体的な記載することは困難であり、仮に記載した場合、かえって対象が限定される恐れもある。 条例の施行に合わせ、国・県が作成するガイドライン等を周知するほか、本条例の第11条の規定により、条例施行後に事例等の情報を収集した上で、将来的に必要なに応じて検討することが適当と考えている。</p>

指摘・確認事項		条例（素案）の関連条項	検討委員会での確認事項（案） （検討のポイント）
8	【アンケート】 差別を経験した人のうち、交通機関（サービス）での利用に伴う割合が高かった。	第8条（不当な差別的取扱いの禁止） 第9条（合理的配慮の提供）	【事務局】（案） 市内循環バス運行事業者やデマンドタクシー事業者に対し、合理的配慮の提供等、適切な対応を案内してまいりたい。
9	【アンケート】 差別を経験した人のうち、学校・幼稚園・保育園の割合が高かった。	第8条（不当な差別的取扱いの禁止） 第9条（合理的配慮の提供） 第17条（教育）	【事務局】（案） 障がいのある児童・生徒については、特別支援学級に在籍するとともに普通学級にも席を置いており、授業内容によっては普通学級において障がいのない児童・生徒との交流を図っている。 また、「総合的な学習の時間」「特別な教科 道徳」「特別活動」を活用して、障がいのある方への理解を深める授業を行っている。（視覚障がいや車イス体験など） これらに継続して取り組み、理解が深まることで、差別のない社会へつながるものと考えている。 市内の保育所では、障がいのあるお子さんも、ないお子さんも一緒に入所し活動している。障がいの有無や成長について、皆が尊重し合えるような保育を行っていく。
10	【発達障がい支援者】 障がいのある子ども達が入れる保育園・幼稚園が増えて欲しい。（幼稚園は断られることがある）	第4条（市の責務） 第5条（事業者の責務） 第8条（不当な差別的取扱いの禁止） 第9条（合理的配慮の提供）	【事務局】（案） 市内の保育所では、障がいのあるお子さんも、障がいのないお子さんも一緒に入所している。第4条（市の責務）、第5条（事業者の責務）等に基づき、適切な対応に努めていく。 第5条（事業者の責務）等に基づき、適切な対応を案内をしてまいりたい。

指摘・確認事項	条例（素案）の関連条項	検討委員会での確認事項（案） （検討のポイント）
<p>11</p> <p>【発達障がい支援者】 発達障がいのある子供と一緒に安心してお店を利用できるように、ステッカーなどを作成し、お店の入口に貼ってもらうことで、利用しやすい環境づくりをお願いしたい。</p>	<p>第4条（市の責務） 第5条（事業者の責務） 第10条（<u>環境の整備</u>）</p>	<p>【事務局】（案） 障がいのある方の外出を容易にするための施策の一環として考えてまいりたい。</p>
<p>12</p> <p>【発達障がい支援者】 ピアサポーターの養成をお願いしたい。</p> <p>* ピアサポーター 障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域交流、問題解決等の支援をする活動を行う人)</p>	<p>第4条（市の責務） 第10条（<u>環境の整備</u>）</p>	<p>【事務局】（案） 北埼玉障がい者生活支援センターにおいて実施しているピアカウンセリング等を引き続き実施する。</p>
<p>13</p> <p>【発達障がい支援者】 ペアレントメンターの講習をお願いしたい。</p> <p>* ペアレントメンター 自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親をさす。</p>	<p>第4条（市の責務） 第10条（<u>環境の整備</u>）</p>	<p>【事務局】（案） 健康づくり課において実施している、保育園幼稚園巡回相談事業及び親子教室を引き続き実施する。</p>

指摘・確認事項	条例（素案）の関連条項	検討委員会での確認事項（案） （検討のポイント）
<p>14 【発達障がい支援者】 障がいを持った子どもでも、自由に遊べる様な場所や施設が増えて欲しい。</p>	<p>第10条（<u>環境の整備</u>）</p>	<p>【事務局】（案） きッズプラザあおいや児童センターは、スロープやユニバーサルトイレなどが設置された施設となっている。児童施設の生活環境の整備について、他市の取組を参考としながら調査研究していく。</p> <p>公園のトイレ・水飲み・園路においては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化の整備を実施してきた。今後は、世代や身体能力等に関わらず誰もが楽しく遊べる遊び場の導入について、他市の取組み状況を参考としながら調査研究していく。</p>
<p>15 【検討委員会委員】 まち歩き報告（総括）をし、街中のバリアフリー化について引き続き求めていきたい。</p>	<p>第10条（<u>環境の整備</u>）</p>	<p>【事務局】（案） 障がいの意見を参考とするとともに、国土交通省が定めるガイドラインに基づき整備を実施する。</p>
<p>16 【視覚障がい者】 新規に歩道などを整備する際は、視覚障がい者の意見を取り入れてほしい。</p>	<p>第10条（<u>環境の整備</u>）</p>	<p>【事務局】（案） 視覚障がい者の意見を参考とするとともに、国土交通省が定めるガイドラインに基づき整備を実施する。</p>
<p>17 【視覚障がい者】 盲導犬（介助犬）の事を理解してもらい、お店の入店を認めてもらえるようにしてほしい。</p>	<p>第10条（<u>環境の整備</u>）</p>	<p>【事務局】（案） 盲導犬（介助犬）について周知に努めていく。</p>

指摘・確認事項	条例（素案）の関連条項	検討委員会での確認事項（案） （検討のポイント）
<p>18</p> <p>【発達障がい支援者】 発達障がい特性（こんな行動する場合があります）の内容のポスターを作成し車内に貼ってもらうことで、当事者が外出する際に、突発的に起きてしまう特性（行動）に対して、周囲の人にわかりやすく状況を伝え、理解してもらえるよう環境づくりをしてほしい。</p>	<p>第16条（相互理解の促進）</p>	<p>【事務局】（案） 発達障がいのある方への理解、啓発方法については、引き続き検討する。</p>
<p>19</p> <p>【検討委員会委員】 教育面でも学校・幼稚園・保育園で差別を経験した人が多くなっている。教育についての項目を入れ、子どもの頃から差別のない社会について考える体制づくりをすすめていけば、差別をなくすことができるのではないか。</p>	<p>第17条（教育）</p>	<p>【事務局】（案） 障がいのある児童・生徒については、特別支援学級に在籍するとともに普通学級にも席を置いており、授業内容によっては普通学級において障がいのない児童・生徒との交流を図っている。 また、「総合的な学習の時間」「特別な教科 道徳」「特別活動」を活用して、障がいのある方への理解を深める授業を行っている。（視覚障がいや車イス体験など） これらに継続して取り組み、理解が深まることで、差別のない社会へつながるものと考えている。</p>
<p>20</p> <p>【発達障がい支援者】 小中学校で、障がい者との交流の場を設けて、障がいに対する理解を深める教育をお願いしたい。</p> <p>「総合的な学習の時間」を活用し、障がいのある方への理解を深める授業を行っている。（視覚障がいや車イス体験など） 以前よりは、障がいについて学校で取り上げる機会は増えている。 ＜栗原委員（見沼中学校長）説明＞</p>	<p>第17条（教育）</p>	<p>【事務局】（案） 障がいのある児童・生徒については、特別支援学級に在籍するとともに普通学級にも席を置いており、授業内容によっては普通学級において障がいのない児童・生徒との交流を図っている。 また、「総合的な学習の時間」「特別な教科 道徳」「特別活動」を活用して、障がいのある方への理解を深める授業を行っている。（視覚障がいや車イス体験など） これらに継続して取り組み、理解が深まることで、差別のない社会へつながるものと考えている。</p>

指摘・確認事項		条例（素案）の関連条項	検討委員会での確認事項（案） （検討のポイント）
21	【聴覚障がい者】 小中学校の頃から、簡単な手話を学び、あいさつすることができるようになるとうれしく思う。子供の頃から手話で挨拶をする程度だけでも覚えてもらえるとよい。	第17条（教育） 第18条（意思疎通）	【事務局】（案） 手話についても、条例案「必要な取組」の一つとして、前述の「総合的な学習の時間」「道徳」「特別活動」の中で、取組みを啓発していきたい。
22	【聴覚障がい者】 福祉課窓口にタブレット等を設置し、手話サポートが必要になった時はタブレットを通じて社会福祉協議会へつなぎ、手話通訳対応ができるようお願いしたい。	第18条（意思疎通）	【事務局】（案） 行田市手話言語条例に基づき、手話を用いやすい環境を整えていく。
23	【聴覚障がい者】 災害発生時に避難所へ避難した場合、避難所内のお知らせは放送のみだけではなく掲示板などの対応もお願いしたい。	第18条（意思疎通）	【事務局】（案） 災害時に避難所を開設・運営する際は、自主防災組織や避難された方たちの協力を得ながら、掲示板や筆談を活用するなど柔軟な対応を行っていく。
24	【聴覚障がい者】 市からの通知や窓口での記入例など文字が多くて障がい者には伝わらないところがある。内容を簡素化しわかりやすい見本を作ることで、窓口の簡素化にもつながるのではないか。	第18条（意思疎通）	【事務局】（案） 窓口の手続きの簡素化について他市の取組み状況を参考としながら調査研究していく。
25	【聴覚障がい者】 勤務先では、手話（簡単なもの）を覚えてもらってやっている。それだけ理解してもらうだけでも違う。	第18条（意思疎通）	【事務局】（案） 行田市手話言語条例の広報・周知を継続的に実施し、手話の普及推進に努めていく。

指摘・確認事項		条例（素案）の関連条項	検討委員会での確認事項（案） （検討のポイント）
26	【聴覚障がい者】 筆談の際もそうだが、細かく長い文章だと理解しづらくわかりづらい。短く簡潔にしてもらうだけで助かる。	第18条（意思疎通）	【事務局】（案） 市窓口の掲示等は、短く簡潔な内容の文章を心がけ、わかりやすい窓口になるように努めていく。
27	【聴覚障がい者】 手話が市民の人にも広まってもらえればいい。	第18条（意思疎通）	【事務局】（案） 行田市手話言語条例の周知に努めていく。
28	【聴覚障がい者】 最近では、市長が動画でメッセージを配信していることもあったが、手話通訳が付いていないのはどうしてか。聴覚障害者の中には字幕だけでは理解が難しい人もいるということを市が把握していない証拠です。	第4条（市の責務） 第18条（意思疎通）	【事務局】（案） 行田市手話言語条例に基づき、環境の整備をするため必要な施策を講ずるよう、関係機関にも働きかけていく。 【参考】行田市手話言語条例 （市の責務） 第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民の手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境の整備をするため必要な施策を講ずるものとする。
29	【聴覚障がい者】 緊急事態宣言の市長メッセージの際に手話やテロップが付いていなかった。「次は必ず（手話やテロップを）つける」と言っていたが、今はどうなっているのか。対応がのびのびとなっている。	第4条（市の責務） 第18条（意思疎通）	【事務局】（案） 行田市手話言語条例に基づき、環境の整備をするため必要な施策を講ずるよう、関係機関にも働きかけていく。 【参考】行田市手話言語条例 （市の責務） 第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民の手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境の整備をするため必要な施策を講ずるものとする。

指摘・確認事項		条例（素案）の関連条項	検討委員会での確認事項（案） （検討のポイント）
30	【聴覚障がい者】 筆談より手話で対応してもらいたい。メールも文章がわかりづらい。	第18条（意思疎通）	【事務局】（案） 行田市手話言語条例に基づき、手話を用いやすい環境を整えていく。
31	【聴覚障がい者】 障がいのある人の立場になって、どういう工夫が必要かを考えて。市役所全体は無理でも、福祉課だけでもタブレットの導入をお願いしたい（テレビ電話による遠隔通訳）	第18条（意思疎通）	【事務局】（案） 行田市手話言語条例に基づき、手話を用いやすい環境を整えていく。
32	【聴覚障がい者】 コロナ禍でマスクをしているが、注文するとき、身振りや絵とかで説明をしているが、相手もマスクをしていると言っていることがわからない。マスクをしているとお互いに通じないときがある。	第18条（意思疎通）	【事務局】（案） 意思疎通の手段について検討し、環境の整備を図る。
33	【聴覚障がい者】 スーパーも絵みたいなものなど、指をさして伝えられるようにしてもらいたい。	第18条（意思疎通）	【事務局】（案） 意思疎通の手段について検討し、環境の整備を図る。
34	【 <u>肢体不自由児者父母の会</u> 】 <u>親がいなくなった後、障がいのある方が、地域で暮らしていくためどのようなケアをしながら生活していく必要があるのか。</u> <u>また、医療ケアができる施設があったらいい。入所施設（グループホーム）が妥当、知的・精神の施設は充実しているが、肢体不自由の医療ケアが必要な場合はハードルが高い。</u>	全文 前文	【事務局】（案） <u>親亡き後であっても、障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるよう、行田市障がい福祉計画に基づき、支援体制の整備を進めていく。</u>

指摘・確認事項		条例（素案）の関連条項	検討委員会での確認事項（案） （検討のポイント）
35	<p><u>【肢体不自由児者父母の会】</u> <u>住み慣れた地域で暮らしていくためには災害対策も重要、福祉避難所等を増やしてもらえれば。</u></p>	<p>第10条（環境の整備）</p>	<p><u>【事務局】（案）</u> <u>福祉事業所での避難訓練の実施をはじめ、引き続き、福祉避難所の新たな協定を結ぶなどの対応に努める。</u></p>
36	<p><u>【肢体不自由児者父母の会】</u> <u>避難中にも医療行為が必要な子が増えている。停電時の電気の確保をお願いしたい。</u></p>	<p>第10条（環境の整備）</p>	<p><u>【事務局】（案）</u> <u>避難所での電源の確保について、危機管理課とともに、確認・点検していく。</u></p>
37	<p><u>【肢体不自由児者父母の会】</u> <u>福祉避難所は高齢者施設が多く、1階への避難が多い。エレベーターのある施設を福祉避難所として増やしてほしい。</u></p>	<p>第10条（環境の整備）</p>	<p><u>【事務局】（案）</u> <u>福祉事業所での避難訓練の実施をはじめ、引き続き、福祉避難所の新たな協定を結ぶなどの対応に努める。</u></p>
38	<p><u>【肢体不自由児者父母の会】</u> <u>台風は事前に予報でわかるので、福祉避難所を1番に開設するなど臨機応変に対応してほしい。また、市内の廃校となった施設を避難所としてはできないのか。</u></p>	<p>第10条（環境の整備）</p>	<p><u>【事務局】（案）</u> <u>福祉避難所の協定をはじめ、他の施設利用等については、関係機関と調整していく。</u></p>
39	<p><u>【検討委員会委員】</u> <u>障がいの等級が1級から4級に下がったことで、生活に支障を来してしまう事がある。差別解消と併せて支援の充実も求められているのでは。</u></p>	<p>第10条（環境の整備）</p>	<p><u>【事務局】（案）</u> <u>厚生労働省の身体障害認定基準の一部改正により、心臓機能障害の方について、平成26年4月以降は、依存度や日常生活活動制限等に応じて1級、3級、4級のいずれかに再認定されることとなった。</u> <u>引き続き、必要とする方へ障がい福祉サービスを提供できるよう、環境の整備を図っていく。</u></p>

指摘・確認事項		条例（素案）の関連条項	検討委員会での確認事項（案） （検討のポイント）
40	<p>【検討委員会委員】 避難訓練について、障がいのある人とない人が一緒に訓練する場を設けてほしい。</p>	<p>第10条（環境の整備）</p>	<p>【事務局】（案） 福祉事業所での避難訓練は、障がいのある人とない人が一緒に訓練する場として準備をすすめていきたい。</p>
41	<p>【検討委員会委員】 差別というのは障がいのある人だけではなく、親や兄弟などへも差別があるというのを感じている。差別の対象の範囲についてどこまで広げていくべきか。</p>	<p>第2条（定義）</p>	<p>【事務局】（案） ※資料2の4ページ参照</p>
42	<p>【検討委員会委員】 条例を制定しただけではなく、制定後も実効性を伴うものでなければならない。計画等を策定した際は、その後の進行管理等経過を確認する進行管理委員会のようなものがある。同じように、条例制定後に同様に検証していく場を設けてみてはどうか。</p> <p>【検討委員会委員】 条例のその他の項目で、附則を付け「3年を経過してから見直す」旨の記載をすることもある。条例の検証を進めるうえでも、協議会の設置も必要ではないか。</p>	<p>附則2</p>	<p>【事務局】（案） 条例を実効性のあるものとするため、施行後3年を目途として、必要な見直しを行う旨を規定。</p>

指摘・確認事項	条例（素案）の関連条項	検討委員会での確認事項（案） （検討のポイント）
<p>43 <u>【検討委員会委員】</u> 具体的に差別的事案が発生した際にどのように対応していくのか。</p>	<p><u>第11条（相談）</u> <u>第12条（あっせんの申立て）</u> <u>第13条（あっせん）</u> <u>第14条（勧告及び公表の措置）</u></p>	<p><u>【事務局】（案）</u> <u>第11条～第14条において、相談・あっせん申立て・勧告・公表の手続きについて規定。</u></p>
<p>44 <u>【アンケート】</u> 差別を受けたときの相談機関として、市役所の割合が低く、家族や友人・知人に相談する方の割合が多かった。</p>	<p><u>第11条（相談）</u> <u>第12条（あっせんの申立て）</u> <u>第13条（あっせん）</u> <u>第14条（勧告及び公表の措置）</u></p>	<p><u>【事務局】（案）</u> <u>第11条～第14条において、相談先として市を明記。</u></p>
<p>45 <u>【検討委員会委員】</u> 行田市障がい者ネットワークが作成した条例（案）のうち、第2条（4）は入れた方がいい。 <u>※「不当な差別的取扱い」について、「直接差別」「間接差別」「関連差別」「複合差別」の定義を改めて示した方がよいのでは。</u></p>	<p><u>第2条（定義）</u></p>	<p><u>【事務局】（案）（※関連No.7）</u> <u>※資料2の2ページ参照</u></p>

指摘・確認事項	条例（素案）の関連条項	検討委員会での確認事項（案） （検討のポイント）
<p>46</p> <p><u>【条例検討委員会委員】</u> <u>行田市障がい者ネットワークが作成した条例（案）のうち第7条について、条例（案に）反映させたほうがよいが、あまり書いてしまうよりあいまいな部分も残しておいた方がよいことも考えられる。</u> <u>いずれの項目もネットワークの条例（案）の第7条「ア」だけでも入れてみるのはどうか。</u></p>	<p><u>第8条（不当な差別的取扱いの禁止）</u></p>	<p><u>【事務局】（案）</u> <u>※資料2の5ページを参照</u></p>
<p>47</p> <p><u>【検討委員会委員】</u> <u>障がい者の意見を反映する場合、意思決定支援について、どのように条例（案）に反映させていくのか。</u></p>	<p><u>第18条（意思疎通）</u></p>	<p><u>【事務局】（案）</u> <u>第18条において、障がいのある人の意思疎通に必要な施策を講ずる旨を規定。</u></p>
<p>48</p> <p><u>【検討委員会委員】</u> <u>「あっせん」や「公表」については難しい。</u> <u>条例が制定されたのちに、各事業所へリーフレットの配布や、「あなたの店はどういう合理的配慮をしているのか」のアンケートを行い、市の基準を設定し、その基準に基づき合格しているかどうかをHPや市報に年1回掲載するのはどうか。</u> <u>ただ、あまり厳しくしてしまうと、反対に差別を生んでしまい、「障がい者は面倒くさい」と言われてしまう。</u> <u>とにかく条例が浸透すればいい。浸透しないようであれば厳しくしたほうがいい。</u></p>	<p><u>第11条（相談）</u> <u>第12条（あっせんの申立て）</u> <u>第13条（あっせん）</u> <u>第14条（勧告及び公表の措置）</u> <u>第15条（情報の収集、整理及び提供）</u> <u>第16条（相互理解の促進）</u></p>	<p><u>【事務局】（案）</u> <u>まずは、条例の周知に努め、差別事案が発生しないような環境づくりを、事業所や市民とともにすすめていきたいと考えている。</u> <u>また、第11条～第14条の規定が適切に運用されるように努めるとともに、施行後の状況を踏まえつつ、必要に応じて、見直してまいりたい。</u></p>

指摘・確認事項	条例（素案）の関連条項	検討委員会での確認事項（案） （検討のポイント）
<p>49</p> <p>【検討委員会委員】 令和2年度に実施したアンケートは、障がい者当事者やその家族、支援者が対象となっている。健常者からの意見を聴取する必要もあるのではないか。</p>	/	<p>【事務局】（案） 平成29年度に実施した障がい福祉に関するアンケートでは、障がいのない市民を対象にアンケートを行った。 令和5年度（予定）の障がい者計画の見直しに伴うアンケート調査において、実施を検討する。</p>
<p>50</p> <p>【検討委員会委員】 <u>条例の制定に伴い逐条解説を作成することとなるが、どのような手順にて作成をするのか。</u></p>	/	<p>【事務局】（案） <u>条例の制定後、事務局において逐条解説（案）を作成し、検討委員会委員に書面等でご意見を伺えればと考えているがどうか。</u></p>

※第3回検討委員会終了後に、委員の方からいただいたご意見等は、別途「【資料2】条例素案（委員指摘事項比較表）」にてご確認をお願いいたします。